

尾三消防組合議会会議録 令和3年11月定例会

議 長	書記長	書 記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場		書記長 竹内勇治	
会 期	自 令和3年11月30日 至 令和3年11月30日		1日間	
出席議員数	議員定数15名			
出席議員	1 番 議 員	岡 本 守 直	2 番 議 員	広 瀬 裕 久
	3 番 議 員	福 安 金 之 助	4 番 議 員	近 藤 郁 子
	5 番 議 員	近 藤 千 鶴	6 番 議 員	中 村 め ぐ み
	7 番 議 員	青 山 直 道	8 番 議 員	山 田 け ん た ろ う
	9 番 議 員	わ た な べ さ つ 子	10 番 議 員	福 安 淳 也
	11 番 議 員	小 野 田 利 信	12 番 議 員	ご と う み き
	13 番 議 員	若 園 ひ で こ	14 番 議 員	山 下 茂
	15 番 議 員	山 田 達 郎		
欠席議員	なし			
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者	井 俣 憲 治	副 管 理 者	小 野 田 賢 治
	副 管 理 者	小 浮 正 典	副 管 理 者	吉 田 一 平
	副 管 理 者	近 藤 裕 貴	事 務 局 長	島 田 茂 樹
	消 防 長	伊 豆 原 正 人	事 務 局 次 長	村 瀬 元 康
	次 長 兼 消 防 課 長	酒 井 雄 二	次 長 兼 予 防 課 長	山 田 孝 明
	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博	会 計 管 理 者	近 藤 秀 美
	総 務 課 長	近 藤 恒 明	総 務 課 専 門 監	松 尾 孝 司
職務のために出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹	川 上 良 樹	総 務 課 課 長 補 佐	浅 井 紳 一 郎
	総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志		
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長	竹 内 勇 治		
	書 記	白 木 誠		
会議録署名議員	5 番 議 員	近 藤 千 鶴	6 番 議 員	中 村 め ぐ み

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議案名	結果
議案第14号	尾三消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第15号	令和3年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号）	原案 可決

令和3年11月定例会議事録

下記議案議決のため、令和3年11月30日午後4時から、尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第2 | 管理者あいさつ |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | 会期の決定 |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 報告第4号
専決処分事項の報告について |
| 日程第7 | 議案第14号
尾三消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第15号
令和3年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 管理者あいさつ |

出席議員（15名）

1 番 議 員	岡本守直議員	2 番 議 員	広瀬裕久議員
3 番 議 員	福安金之助議員	4 番 議 員	近藤郁子議員
5 番 議 員	近藤千鶴議員	6 番 議 員	中村めぐみ議員
7 番 議 員	青山直道議員	8 番 議 員	山田けんたろう議員
9 番 議 員	わたなべさつ子議員	10 番 議 員	福安淳也議員
11 番 議 員	小野田利信議員	12 番 議 員	ごとうみき議員
13 番 議 員	若園ひでこ議員	14 番 議 員	山下茂議員
15 番 議 員	山田達郎議員		

説明のために出席した者の職・氏名（14人）

管 理 者	井俣憲治君	副 管 理 者	小野田賢治君
副 管 理 者	小浮正典君	副 管 理 者	吉田一平君
副 管 理 者	近藤裕貴君	事 務 局 長	島田茂樹君
消 防 長	伊豆原正人君	事 務 局 次 長	村瀬元康君
次長兼消防課長	酒井雄二君	次長兼予防課長	山田孝明君
次長兼指令課長	宮家美博君	会 計 管 理 者	近藤秀美君
総 務 課 長	近藤恒明君	総務課専門監	松尾孝司君

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総務課主幹	川上良樹君
総務課課長補佐	浅井紳一郎君
総務課課長補佐	高村篤志君

職務のために出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	竹内勇治君
書 記	白木 誠君

◎議 長（山田達郎）

令和3年11月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されておりますのは、専決処分事項の報告1件の他、議案として条例の一部改正が1議案、一般会計補正予算が1議案の計3案件であります。議員の皆さま方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

（午後4時開会）

◎議 長（山田達郎）

現在の出席議員数は15名です。よって、令和3年11月尾三消防組合議会定例会は成立しております。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。監査委員より、令和3年8月分及び9月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。日程第1、議会運営委員会委員長報告。議会運営委員会委員長、近藤郁子議員。

◇議会運営委員会委員長（近藤郁子）

ご報告申し上げます。本日、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。定例会の会期は、本日、令和3年11月30日、1日とすること。また、会議録署名議員は議長から指名することといたしました。

一般質問につきましては、1名の議員より通告がありましたので、その取扱いを確認し、申合せ事項のとおり、質問時間は15分以内で、質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものといたしました。提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。

議案質疑につきまして、1名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申合せ事項のとおり、同一の議案について、質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものといたしました。報告は以上でございます。

◎議 長（山田達郎）

日程第2、管理者あいさつをお願いいたします。井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに、令和3年11月尾三消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位並び

に關係諸氏には、新型コロナウイルス感染症にまだまだ警戒が必要とされる中、ご参集を賜り、心より厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、尾三消防組合の発展のため、適切なお指導とご協力がいただけますよう、改めてお願い申し上げます。さて、今回の定例会におけます提出議案は報告案件の他、条例改正1件と予算審査1件の計3件でございます。どうか慎重にご審議いただきまして、原案どおりご議決いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎議 長（山田達郎）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から、5番近藤千鶴議員、6番中村めぐみ議員、以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名いたします。

◎議 長（山田達郎）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長（山田達郎）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎議 長（山田達郎）

ここでお諮りさせていただきます。議事の都合により、会議時間を経過する恐れがありますので、あらかじめ本日の会議時間を延長することとして、ご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長（山田達郎）

異議なしと認めます。よって、議事の都合により、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

◎議 長（山田達郎）

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は議会運営に関する申し合わせ事項により15分以内とし、質問回数は

制限ないものといたします。また、関連質問は認めないことといたします。

通告により発言を許します。12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

12番ごとうみきです。一般質問を行います。コロナ禍の中、少しでも安心安全な救急をどう維持するのか。今以上の対応を求めて質問いたします。まずは、救急消毒室の機能拡充についてです。現在の救急消毒室の整備状況はどのようでしょうか。また、救急車両がそのまま入る専用別棟がある署とない署、出張所では、救急車の消毒や清掃にどのような違いがあるのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。救急搬送後に隊員の衣服や資機材等の消毒を行う救急消毒室は、全署所に整備されています。救急車を車両ごと収容できる専用別棟の消毒室は、豊明消防署と長久手消防署の2カ所に、その他の署所は、車庫から隊員等が直接入室する消毒室となっています。各署所で救急車の消毒、清掃の方法に違いはありません。エタノール消毒を原則とし、各感染症の陽性者やその疑いのある傷病者を搬送した場合は、エタノール消毒後、オゾン発生器により消毒を実施して、感染防止を徹底しています。以上でございます。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

今、ご答弁で二つの消防署に専用別棟があるとのことでした。この専用別棟の消毒室に、他の消防署や出張所に配備されている救急車が来て、独自に消毒作業を行うこともあるのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

活動終了後は直ちに所属に帰署し、消毒及び資機材の補充を行いますので、他の消防署、出張所配置の救急車が豊明消防署、長久手消防署の専用別棟消毒室で消毒を実施した実績はございません。以上です。

◎議 長（山田達郎）
12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえて、消毒室の機能が強化された点があれば教えてください。

◎議 長（山田達郎）
答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

平時より、万全な感染症対策が講じられるような消毒室を備えておりますので、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たに強化した点はございません。以上です。

◎議 長（山田達郎）
12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

私は、この新たに強化した点がないということは意外でした。本当に、今以上の対応が求められているのではないかと思います。通告の（４）に移りますけれど、「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」という通達が出ています。ここには、消毒室スペースの拡大や専用別棟の整備、除染シャワー室などの整備などが明記されていて、必要な取り組みを行うよう要請されています。現行施設の充実、拡大が必要ではないでしょうか。

◎議 長（山田達郎）
答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

先ほどご説明いたしましたとおり、万全な感染症対策が講じられた消毒室を備えており、現行施設での業務継続が可能で、消毒作業等に支障をきたしておりませんので、現時点において、現行施設の充実、拡大の予定はございません。以上です。

◎議 長（山田達郎）
12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

私は一度総点検をしていただきたいという風に申し上げます。現時点で施設の拡

充の予定はないとのことですが、本年度予算においての要望などがなかったのでしょうか。また、来年度の予算においても検討はないのでしょうか。消毒室は本当に大事な場所です。先日、尾三消防本部の消毒室を見せてもらいました。そのときに、できたときには最新の備品、施設だったとのこと。しかし、約50年も同じというので本当に良いのでしょうか。例えば日進市役所では、今回のコロナ対策として、庁舎内トイレの手洗いが自動洗浄に切り替わりました。空調もより換気が強化されたものへの更新工事が、今行われています。現場の消防救急隊員の皆さんが、より使いやすくという視点が一番だと思いますが、例えば消毒室で一番初めに手を洗う場所が、例えば自動洗浄の方が良いという意見があるなら、私は切り替えるべきだと思います。先ほど紹介しました消防庁からの通達もありますので、一度全署所の総点検をしていただいて、より良い消毒室に改善するという姿勢が必要だと提案いたしますがいかがでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。救急消毒室は平成3年の救急救命士法施行以降、順次整備し、消毒、滅菌、資機材等の備蓄のために使用する重要な施設であるため、万全な感染症対策を講じております。現時点で来年度に消毒室の再整備を行う予定はございませんが、今後、庁舎の建て替えや大規模改修に併せて、職員の意見等を取り入れ、その時点で最も適したものに更新してまいります。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。現場の隊員のさらなる感染防止対策、負担軽減のために、必要な備品や施設の希望など、職員の皆さんのアンケートに取り組みましてはいかがでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。職員からの意見や要望の聴取は、救急業務担当者会議や消防業務担当者会議で行っております。また、消防職員委員会に意見や要望を提出する仕組みもございますので、アンケートの実施は考えておりません。今後も意見の出しやすい職場環境の整備に務めてまいりたいと思います。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ぜひ、お願いします。やはり現場の消防隊員さん、本当に現場で働いている人たちをどう今以上に応援できるのかという視点を、私たちは常に持ち続けておくべきだということを申し添えます。

続いて、重機運用の技術向上についてです。事業の進捗状況を教えてください。まず1点目、この消防の重機が扱える人数はどのようでしょうか。また、訓練はどのようにされているのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

重機は総務省令に基づき、平成24年度に総務省消防庁から、緊急消防援助隊の活動に係る国有財産の無償使用として1台貸与され、特別消防隊に配置してあります。重機の操作には、小型車両系建設機械特別教育終了証が必要で、保有者が63名おり、訓練は重機年間出動隊員計画を策定し、年間を通じて訓練を行っております。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

今のご答弁で、63名の方が重機操作の免許を持っているとのことでしたが、この重機運用を広く職員全体が扱えるようにするという方針なのでしょうか。もしくは特別消防隊の中に専門係などを作って対応していくという方針なのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、宮家次長兼指令課長。

○次長兼指令課長（宮家美博）

次長兼指令課長、宮家。重機の運用はできるだけ多くの職員が扱えるよう、人材育成に努めています。現在、資格取得者63名のうち、特別消防隊に20名が配属されています。災害時には3人1組で重機が運用できるように職員の編成を行いますが、緊急消防援助隊を派遣する場合、特別消防隊の職員だけでは管内の災害対応に支障をきたします。重機年間出動隊員計画を作成して、3名のうち1名を特別消防隊以外の有資格者から選出し、有資格者全員が重機を取り扱えるよう訓練を行っ

ております。所属の垣根を越えて、特別消防隊の訓練施設で合同訓練を行うことで、普段とは違うチームでも、即時対応が可能な人材育成ができると考えております。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。考えは分かりました。それでは（2）に移りますが、第8次整備計画にあるマニュアルや年間訓練計画の策定、訓練施設の整備、オペレーター研修の実施の進捗状況はどのようでしょうか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。第8次消防力整備計画にある重機運用マニュアルは、令和2年11月に策定して運用中です。年間訓練計画は策定中で、令和5年の策定及び運用を目標としております。重機機能別訓練施設は、特別消防隊にある訓練場に整備中で、令和5年までに整備率50%以上を目標としており、民間事業所から講師を招いたオペレーター研修の実施は、令和5年に年1回以上を目標に現在研究中でございます。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。先日、熱海での活躍も報告していただきました。消防としての重機運用の技術向上のために、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。しかし、同時に、専門部隊を作るというより、広く職員の皆さんが資格を取ることですので、その皆さんたちが、例えば訓練に集まることを想定すると、出張所に配置されている職員さんが、訓練のために出張所の業務を空けるという時間が、これから出てくると思えます。そういう面での人員不足が無いのかどうなのかも踏まえて、人員配置が必要だと考えます。そして、人員の増加が必要なら、その体制も充実していただけますよう、申し添えて一般質問といたします。

◎議 長（山田達郎）

以上で、一般質問を終わります。

◎議 長（山田達郎）

日程第 6、報告第 4 号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。
報告の説明を求めます。山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。報告第 4 号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。この報告をするのは、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を専決しましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する必要があるからでございます。次のページ、専決第 4 号をご覧ください。損害賠償額は 68 万 3,122 円。事故概要につきましては、令和 3 年 6 月 9 日午前 11 時 20 分頃、日進市米野木町地内において、消火栓の点検を行ったことにより、一般家庭の給湯器に濁り水が混入したため、給湯器本体の交換が必要になったものでございます。過失割合につきましては、当組合が 100%となります。大変申し訳ございませんでした。報告第 4 号の説明は以上です。

◎議 長（山田達郎）

ありがとうございました。報告第 4 号につきましては、事前に質疑の通告がございませんでしたので、これをもって、報告第 4 号、専決処分事項の報告については、終了いたします。

◎議 長（山田達郎）

日程第 7、議案第 14 号、尾三消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第 14 号、尾三消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、番号利用法と申しますが、これの一部改正に伴い、改正する必要があるものです。それでは新旧対照表をご覧ください。内容は、デジタル改革関連法が国会で成立したことを受けまして、マイナンバー制度を活用した行政サービスの向上などに取り組むデジタル庁が 9 月 1 日に発足しました。その中で、番号利用法に各種手続きの書類を省略できるよう、情報提供ネットワークシステムの設置、管理について規定されていますが、その主体が総務大臣から内閣総理大臣へ変更になったこと。また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 55 条において、番号利用法第 19 条が改正されたことに伴う号の繰り下げと、同条第 9 号の規定を加えるため、第 33 条の改正を行うものであります。

なお、今回の改正は地方公共団体が保有します個人情報の内容が事実と異なる場合に、訂正を請求することができますが、その訂正した内容を国等の提供先に通知する規定と、その通知する際に使用するシステムの管理主体を改めるものでありま

して、構成市町と同様の改正を行いますが、当組合は国等に対しまして、システムを經由して提供する個人情報情報を保有しておりませんので、過去に実績はございませんし、今後につきましても予定は無いものと認識しております。その他は所要の規定を整備するものでございます。以上で議案第 14 号の説明を終わります。

◎議 長（山田達郎）

ありがとうございました。

議案第 14 号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第 14 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第 14 号、尾三消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎議 長（山田達郎 議員）

日程第 8、議案第 15、令和 3 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第 15 号、令和 3 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。

それでは、補正予算書の 3 ページをご覧ください。歳入歳出の総額にそれぞれ 312 万 8 千円を追加し、総額をそれぞれ 38 億 4,562 万 4 千円とするものであります。

10、11 ページをお願いいたします。2 の歳入です。款 7 項 1 目 1、繰入金、312 万 8 千円は、財政調整基金からの繰入でございます。

12、13 ページをお願いいたします。3 の歳出です。款 2 項 1 目 1、一般管理費は、再任用職員が次年度からは増員となること、また構成市町からの派遣職員が次年度より 1 名増員となることに伴いまして、年度末にパソコンを追加リースするもので、節 12、委託料は、パソコンを庁内ネットワークに接続するなどの各種設定委託料 25 万 1 千円、節 13、使用料及び賃借料は、パソコンのリース料 1 カ月分の

2万8千円を計上させていただいております。

次に、款3項1目1、消防費の節8、旅費は、新型コロナウイルスの感染拡大により、研修や更新車両の中間検査がオンラインまたは書面に変更されたこと、また、計画していました救急救命士の養成人数が1名減ったことに伴いまして、110万3千円を減額するものであります。

節11、役務費は、補正額としては0円となっておりますが、中身について説明をさせていただきます。説明欄の携帯電話料は、消防業務に活用していただきたいという名目でご寄贈いただきましたドローンに接続するタブレット端末の通信料で、これからの4カ月分となります。各種保険料は、救急フェスタや住民参加型の訓練を実施する際に加入を予定していた掛け捨ての保険料ですが、消防の過失に当たる部分については、現在加入している消防業務賠償責任保険で対応可能ということが判明しましたので、減額をするものであります。各種手数料は、安全管理者表彰用に運転経歴証明書を取得する手数料で、対象者が24名から18名へ減ったことに伴い、減額をするものであります。

節12、委託料の陽圧式化学防護服点検委託料は、点検時に4着の穴あきが見つかったため、点検に含まれていました手袋の交換が不要になり、減額となったものであります。なお、穴あきの見つかりました化学防護服につきましては、先ごろの補正第1号におきまして、購入のご承認をいただきましたので、現在購入手続きを進めているところであります。その下、消防用資材等廃棄委託料は、使用することのできない泡消火薬剤の廃棄委託料で、見積徴取の結果、減額となったものでございます。

節17、備品購入費の消防用資機材整備事業は、役務費で説明をさせていただきましたドローンに接続するタブレット端末の購入費用でございます。その下、救急用資機材整備事業は、減額と増額がございまして、減額は新型コロナウイルス感染症の影響により、納入見込みが立たないビデオ喉頭鏡の購入を取りやめるもので、21万4,610円を減額いたします。増額につきましては、救急活動において使用する自動胸骨圧迫装置を、ガイドラインの改正に伴いまして3台整備をさせていただくもので、821万7,990円を増額するものであります。今年度中に3台追加配備させていただきますと、全署所に1台ずつ配備することができ、薬剤投与を行うことができなかつた事案が大幅に解消される見込みとなっております。

節18、負担金、補助及び交付金の救急救命士養成負担金は、旅費で説明をさせていただきました救急救命士の養成人数が1名減ったことに伴いまして、養成負担金及び国家試験料177万6千円を減額するものであります。その下、尾張東部地区メディカルコントロール協議会負担金は、負担金額の見直しに伴う減額であります。

次に、目2、予防費、節7、報償費の防火作品表彰費は、防火作品の応募数が減少したため減額をするものであります。その下、講師等謝礼金は、新型コロナウイルスの感染拡大により防火防災教室及び講演会を中止としたため減額するものであります。

節8、旅費は、新型コロナウイルスの感染拡大により研修等が中止またはオンラ

インに変更されたため減額するものであります。

節 11、役務費は、消防費と同様、住民参加型のイベントを開催する際に加入を予定していました掛け捨ての保険料、こちらが消防の過失に当たる部分については、現在加入しております消防業務賠償責任保険で対応可能ということが判明いたしましたので、減額をさせていただくものであります。

節 18、負担金、補助及び交付金は、危険物安全協会へ対する補助の必要がなくなりましたので減額するものであります。

次に、目 3、指令費、節 12、委託料の指令システム住所プログラム変更委託料に 591 万 5 千円を見込んでいましたが、みよし市の町丁名変更の一部が令和 4 年度に延期となりましたので、150 万 6 千円を減額するものであります。

次に、目 4、特別消防隊費、節 10、需用費は、指揮隊が災害現場で使用いたします指揮シートの印刷製本費で、当初の見込みより印刷単価が低くなったものであります。議案第 15 号の説明は以上でございます。

◎議 長（山田達郎）

ありがとうございました。

これより、議案第 15 号に対する質疑を許します。議会運営に関する申し合わせ事項により、質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないものといたします。また、関連質問は認めないことといたします。

それでは、通告がありましたので質疑を許します。

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは、歳出の 3 款 1 項 1 目 12 節、陽圧式化学防護服についてですけれど、4 着分の手袋代が減額とのこと。今回の減額分の 11 万 4 千円を例えば購入費に充て、追加の予算措置でもう 1 着分購入できないでしょうか。そうすることで、昨年度までと同様の 7 着が確保されて、長久手消防署にも引き続き陽圧式化学防護服が整備できるのではないのでしょうか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。陽圧式化学防護服につきましては、補正予算第 1 号で説明いたしましたとおり、空気が汚染された最も危険な環境で使用するものであり、保有していました 7 着のうち、今年度点検した 4 着に破損があり、修理不能な状態であったことから 3 着整備することとし、計 6 着を特別消防隊で一括管理し、運用する計画としております。基本的な運用体制につきましては、3 人 1 組で活動いたしますので、6 着保有していれば交代要員分を確保することができることから、追

加購入は考えておりません。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

続けて、17 節の救急用資機材整備事業についてです。自動胸骨圧迫装置について、ガイドラインの改正があったとのことですが、具体的にどのような内容なのでしょう。もう少し詳しくお願いします。

◎議 長（山田達郎）

答弁、酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

愛知県では、救急活動の基本的な実施基準といたしましてガイドラインが策定されており、その中で搬送中の薬剤投与につきましては、救急車に 4 名乗車して活動することが条件であり、ペア出動した消防隊 1 名の応援を得る必要がありました。令和 3 年 10 月 11 日の改正により、自動胸骨圧迫装置を使用する場合は、救急車 3 名乗車でも搬送中の薬剤投与が可能となり、基本的に応援同乗の必要がなくなりました。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。それでは、今回購入される 3 台は、いつ、どこの署所に配備される予定ですか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

今年度末には、豊明消防署南部出張所、日進消防署西出張所及びみよし消防署に配備し、運用開始する予定です。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは、この装置を全救急車両に配備するには、あと何台必要なのでしょうか。私は必要な資機材というのであれば、一刻も早く整備する必要があると考えます。その整備計画はどのようなかお願いします。

◎議 長（山田達郎）

答弁、酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

予備車を除く全ての救急車に配備するためには、残り3台が必要となります。今後は車両の更新に合わせ、高度救急処置用資機材として整備を進める計画であり、令和6年度で全車両に配備されます。以上です。

◎議 長（山田達郎）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。議案第15号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。議案第15号、令和3年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長（山田達郎）

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各議員

異議なし。

◎議長（山田達郎）

異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（山田達郎）

日程第9、管理者あいさつをお願いいたします。井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。先ほどは、私どもから上程させていただきました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。今後も、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。さて、これから寒さも一段と増してまいります。議員諸氏におかれましては、健康管理に十分ご留意いただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎議長（山田達郎）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。井俣管理者をはじめ、当局の皆様には、議決しました議案の適切な執行をお願いします。議員各位におかれましては、議員活動などご多用だとは思いますが、くれぐれもお体にはご自愛をいただき、消防行政推進にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎議長（山田達郎）

これをもちまして、令和3年11月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時37分閉会）

上記議事録が正確であることを署名する。

令和3年11月30日

議 長

山田達郎

議事録署名者

近藤千鶴

議事録署名者

中村めぐみ